

令和 8 年

第 1 2 回 教 育 委 員 会 会 議

報告第 4 号

秋田県教育委員会

報告第4号

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき教育委員会に報告し、その承認を求めるものとする。

令和8年6月24日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、教育委員会を開くいとまがなく専決処分を行ったので、これについて教育委員会に報告し、その承認を求めるものである。

報告第 4 号参考資料

専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和 31 年秋田県教育委員会規則第 10 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について専決処分する。

令和 8 年 5 月 29 日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について

令和 8 年 5 月 27 日付け財一 167 により、次の議案について意見を求められたが、原案のとおり同意する。

- 1 令和 8 年度秋田県一般会計補正予算（第 1 号）（教育委員会に関する事項）
- 2 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

教総———— 4 6 3

令和 8 年 5 月 2 9 日

秋田県知事 鈴木 健 太 様

秋田県教育委員会

教育長 安 田 浩 幸

(公印省略)

意見の聴取について (回答)

令和 8 年 5 月 2 7 日付け財－ 1 6 7 で照会のあったことについては、原案
のとおり同意します。

担 当

教育庁総務課

企画チーム 山崎

内線 5 1 1 2

財 ——— 167
令和8年5月27日

秋田県教育委員会

教育長 安田 浩 幸 様

秋田県知事 鈴木 健 太
(公 印 省 略)

意見の聴取について (照会)

令和8年秋田県議会第1回定例会(6月議会)に次の議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を聴取します。ついては、5月29日(金)までに回答してください。

- 1 令和8年度秋田県一般会計補正予算(第1号)(教育委員会に関する事項)
- 2 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

担 当 : 総務部財政課

財政企画チーム 仲本

電 話 : 018-860-1101



令和 8年度補正予算内容説明書

一般会計

教育庁総務課施設整備室
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事	業	名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目						特 定	一 般	
10			教育費				133		133	
	4		高等学校費				133		133	
		2	高等学校管理費				133		133	
			県立学校施設等総合管理計画推進事業費	01	県立学校施設等総合管理計画推進事業		133		133	公民連携手法による男鹿地区統合校（仮称）整備の事業者選定に要する経費
11			災害復旧費				41,756	債 41,600	156	
	4		文教施設災害復旧費				41,756	債 41,600	156	
		1	県立学校施設等災害復旧費				41,756	債 41,600	156	
			県立学校施設等災害復旧事業費	01	県立学校施設等災害復旧事業		41,756	債 41,600	156	大雨被害に伴う大館少年自然の家の復旧に要する経費
合計							41,889	債 41,600	289	

令和 8年度補正予算内容説明書
(行政組織の改正等に伴う組替補正)

一般会計

教職員給与課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名		予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目					特 定	一 般	
			教職員給与課			△204, 826		△204, 826	人口戦略部 こども支援課へ
			人口戦略部 こども支援課			204, 826		204, 826	教職員給与課から

一般会計

教職員給与課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名		予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目					特 定	一 般	
10			教育費			△204, 826		△204, 826	
	1		教育総務費			△85, 111		△85, 111	
		2	事務局費			△85, 111		△85, 111	
			給与費	01 給与費		△85, 111		△85, 111	組織組替等による (人口戦略部こども支援課へ)
	5		特別支援学校費			△119, 715		△119, 715	
		1	特別支援学校総務費			△119, 715		△119, 715	
			給与費	01 給与費		△119, 715		△119, 715	組織組替等による (人口戦略部こども支援課へ)
	合計					△204, 826		△204, 826	

令和 8年度補正予算内容説明書
(行政組織の改正等に伴う組替補正)

一般会計

幼保推進課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名		予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目					特 定	一 般	
			幼保推進課			△7,386,276	使 国 財 諸 計 △2,510 △222,053 △1,927 △464 △226,954	△7,159,322	人口戦略部 こども支援課へ
			人口戦略部 こども支援課			7,386,276	使 国 財 諸 計 2,510 222,053 1,927 464 226,954	7,159,322	幼保推進課から

令和 8年度補正予算内容説明書

一般会計

幼保推進課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名		財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
3			民生費			△7,096,770 使国計 △2,510 △136,561 △139,071	△6,957,699	
	2		児童福祉費			△7,096,770 使国計 △2,510 △136,561 △139,071	△6,957,699	
		1	児童福祉総務費			△7,096,770 使国計 △2,510 △136,561 △139,071	△6,957,699	
			保育振興事業費	01 保育振興事業費	△2,233	使	△2,510 277	組織組替等による (人口戦略部こども支援課へ)
				02 子どものための教育・保育給付支援事業	△6,346,994		△6,346,994	組織組替等による (人口戦略部こども支援課へ)
				03 地域子ども・子育て支援事業	△368,434		△368,434	組織組替等による (人口戦略部こども支援課へ)
				04 保育士等確保対策事業	△51,721	国	△26,298 △25,423	組織組替等による (人口戦略部こども支援課へ)
				05 保育士修学資金貸付事業	△86,828	国	△86,828	組織組替等による (人口戦略部こども支援課へ)
				06 多様な保育促進事業	△31,760	国	△23,435 △8,325	組織組替等による (人口戦略部こども支援課へ)
				07 障害児保育のための職員加配支援事業	△208,800		△208,800	組織組替等による (人口戦略部こども支援課へ)

番 号			科 目 名	事 業 名		予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目					特 定	一 般		
10			教育費			△289,506	国 財 諸 計	△85,492 △1,927 △464 △87,883	△201,623	
		1	教育総務費			△289,506	国 財 諸 計	△85,492 △1,927 △464 △87,883	△201,623	
		4	教育指導費			△33,692	国 財 諸 計	△2,298 △1,927 △464 △4,689	△29,003	
				教職員研修費	01 教職員研修事業推進費	△471	国	△144	△327	組織組替等による (人口戦略部こども支援課へ)
				教育振興費	01 子育て支援等臨時対策基金積立金	△1,927	財	△1,927		組織組替等による (人口戦略部こども支援課へ)
					02 わか杉っ子！育ちと学び支援事業	△4,202	国 諸 計	△2,098 △13 △2,111	△2,091	組織組替等による (人口戦略部こども支援課へ)
				幼保指導費	01 幼保指導推進費	△27,092	国 諸 計	△56 △451 △507	△26,585	組織組替等による (人口戦略部こども支援課へ)
				5	教育助成費			△255,814	国	△83,194
			私学振興費	01 私立幼稚園運営費補助金	△226,992	国	△54,372	△172,620	組織組替等による (人口戦略部こども支援課へ)	

一般会計

幼保推進課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事	業	名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目						特 定	一 般		
					02	私立幼稚園整備費補助金	△28, 822	国	△28, 822	組織組替等による (人口戦略部こども支援課へ)	
合計							△7, 386, 276	使 国 財 諸 計	△2, 510 △222, 053 △1, 927 △464 △226, 954	△7, 159, 322	

一般会計

生涯学習課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名		財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費			△23,783	△23,783	
	6		社会教育費			△23,783	△23,783	
		4	芸術文化振興費			△23,783	△23,783	
				芸術文化振興事業費	01 あきたMuseum機能強化事業	△23,783	△23,783	地域未来交付金等の前年度末交付決定に伴う補正
			合計			△23,783	△23,783	

一般会計

保健体育課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
10			教育費		26,405	国	5,452	20,953	
	7		保健体育費		26,405	国	5,452	20,953	
		1	保健体育総務費		15,499			15,499	
			学校保健及び学校安全管理事業費	01 学校安全推進事業	15,499			15,499	(新)ツキノワグマ被害未然防止対策事業
		2	体育振興費		10,906	国	5,452	5,454	
			体育振興推進事業費	01 秋田型部活動未来創出支援事業	10,906	国	5,452	5,454	市町村立中学校における部活動の地域展開支援に要する経費
			合計		26,405	国	5,452	20,953	

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

1 追 加 分

事 項	期 間	限 度 額
県立学校施設等総合管理計画推進事業 (令和8年度分)	令和9年度	県立学校施設等総合管理計画推進事業費 34,298千円

第 5 表 地 方 債 補 正

1 追 加 分

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
過 年 発 生 県 立 学 校 施 設 等 災 害 復 旧 事 業 費	41,600	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	5.0%以内	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。

議案第 号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。
第十七条の三第一項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和八年六月 日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

へき地教育振興法施行規則の一部を改正する省令（令和八年文部科学省令第二号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正理由

へき地教育振興法施行規則の一部を改正する省令（令和８年文部科学省令第２号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

へき地手当に準ずる手当に関する規定において、引用しているへき地教育振興法施行規則の条項を改めることとする。（第１７条の３関係）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

令和8年度6月補正予算の概要

1 教育委員会関係補正予算の規模

現 計 予 算 額	1, 1 1 4 億 5, 5 3 7 万 6 千円
今 回 補 正 額 (組織再編に伴う減額含む)	△7 5 億 4, 6 5 9 万 1 千円
補 正 後 の 予 算 額	1, 0 3 9 億 8 7 8 万 5 千円

2 補正予算の主な内容

(単位:千円)

(1) 教職員給与課・幼保推進課

令和8年度行政組織の改正等に伴う予算の組み替え $\Delta 7,591,102$
~~(使)~~ $\Delta 2,510$ ~~(国)~~ $\Delta 222,053$ ~~(財)~~ $\Delta 1,927$ ~~(諸)~~ $\Delta 464$ $\ominus \Delta 7,364,148$

令和8年4月に幼保推進課の業務をこども支援課に移管したことにより、幼保推進課に係る予算の組み替えを行う。

- ・【教職員給与課】 移管に伴う人件費 $\Delta 204,826$ 千円
- ・【幼保推進課】 移管に伴う事業費 $\Delta 7,386,276$ 千円

(2) 総務課施設整備室

①県立学校施設等総合管理計画推進事業 133 ($\ominus 133$)

男鹿地区統合校の整備を円滑かつ最適に進めるため、公民連携手法に精通したコンサルタント等の専門的支援を活用し、事業審査会運営と事業者選定を行う。

・ スケジュール

令和8年	7月	事業者選定アドバイザー契約(令和9年7月まで)
	9月	実施方針公表
	12月	募集要項公表・公募開始
令和9年	4月	事業者選定
	7月	事業契約締結・着手(設計・施工期間 令和12年3月まで)

②県立学校施設等災害復旧事業 $41,756$ (~~(償)~~ $41,600$ $\ominus 133$)

令和7年8月に大雨被害を受けた大館少年自然の家敷地内の法面崩落について、災害復旧工事を行う。

・ スケジュール

令和8年	7月	災害復旧工事積算・現場技術業務委託
	8月	復旧工事着工(令和8年12月完成予定)

(3) 生涯学習課

あきたMuseum機能強化事業 $\Delta 23,783$ ($\ominus \Delta 23,783$)

令和8年度当初予算で予算計上した地域未来交付金等充当事業の減額補正を行う。

※減額分については、同内容により繰越された令和7年度2月補正(追加提案)予算を執行。

(4) 保健体育課

① ツキノワグマ被害未然防止対策事業 15,499 (⊖15,499)

学校周辺や敷地内へのツキノワグマの接近・侵入を未然に防止し、児童生徒の安全を確保する。

- ・ 期 間 令和8年7月6日(月)～10月9日(金)
※土曜日・日曜日及びその他夏休み等の休業日を除く46日間
- ・ 対 象 校 県内全ての小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校
- ・ 実施時間 登下校時2時間(午前6時～8時及び午後3時～5時)

② 中学校運動部活動地域展開推進事業 10,906 (⊕5,452 ⊖5,454)

市町村における中学校運動部活動の地域展開に要する経費の一部について、国の補助金交付要綱が策定されたことを踏まえ、不足分を増額する。

- ・ 補 助 先 11市町村
- ・ 補助対象 休日の地域クラブ活動の活動費等
(指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費等)
- ・ 補 助 率 2/3 (国1/3、県1/3)

(5) 債務負担行為補正

[総務課施設整備室] 県立学校施設等総合管理計画推進事業

男鹿地区統合校(仮称)のアドバイザー業務について、委託業務期間が翌年度にわたることから、債務負担行為の限度額を設定する。

- ・ 設定期間 令和9年度
- ・ 債務負担行為限度額 34,298千円

(6) 地方債補正(施設整備室: 県立学校施設等災害復旧事業計上による地方債の補正)

① 過年発生県立学校施設等災害復旧事業費 0 → 41,600 (41,600)

※補足説明: 財源について

⊕ 使用料等	(手数料等)
⊕ 国庫支出金	(国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金等)
⊕ 財産収入	(財産運用収入、財産売却収入)
⊕ 諸収入	(受託事業収入、費用収入、その他雑入)
⊖ 県債	
⊖ 一般財源	

3 補正予算を除く6月議会提出案件

(1) 条例案

- ・ 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
へき地教育振興法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

令和 8 年度教育委員会関係補正予算 現計予算との比較

(単位：千円)

【歳出・主管課別】 ※補正予算内容説明書に記載の各課室所管全事業費合計

区分	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
総務課	2,312,431	0	2,312,431
総務課施設整備室	4,505,682	41,889	4,547,571
教職員給与課	83,684,992	△204,826	83,480,166
幼保推進課	7,386,276	△7,386,276	0
義務教育課	1,385,503	0	1,385,503
高校教育課	6,318,349	0	6,318,349
高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室	455,549	0	455,549
特別支援教育課	1,339,257	0	1,339,257
生涯学習課	1,108,142	△23,783	1,084,359
生涯学習課文化財保護室	350,299	0	350,299
保健体育課	2,129,099	26,405	2,155,504
福利課	479,797	0	479,797
歳 出 合 計	111,455,376	△7,546,591	103,908,785

【歳出・目的別】 ※教育委員会所管全事業費を行政目的別に分類

款	項	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
3 民生費		7,096,770	△7,096,770	0
	2 児童福祉費	7,096,770	△7,096,770	0
10 教育費		104,348,606	△491,577	103,857,029
	1 教育総務費	18,996,080	△374,617	18,621,463
	2 小学校費	24,805,421	0	24,805,421
	3 中学校費	17,838,723	0	17,838,723
	4 高等学校費	26,624,611	133	26,624,744
	5 特別支援学校費	10,896,276	△119,715	10,776,561
	6 社会教育費	2,963,650	△23,783	2,939,867
	7 保健体育費	2,223,845	26,405	2,250,250
11 災害復旧費		10,000	41,756	51,756
	4 文教施設災害復旧費	10,000	41,756	51,756
歳 出 合 計		111,455,376	△7,546,591	103,908,785

【歳出・性質別】 ※教育委員会所管全事業費を国が定める支出の性質別に分類

区分		説明	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
人件費		職員給与費、委員、非常勤職員報酬 等	86,880,347	△228,370	86,651,977
物件費		旅費、物品購入費、通信連絡費、委託費、使用料 等	5,298,796	△47,717	5,251,079
その他行政経費	扶助費	就学奨励費、奨学のための給付金 等	2,647,902		2,647,902
	補助費等	市町村・民間団体等への補助金、謝礼金 等	11,821,545	△7,310,333	4,511,212
	積立金	基金会計への積立金	10,180	△1,927	8,253
	貸付金	貸付金	504		504
	小計		14,480,131	△7,312,260	7,167,871
維持補修費		県有施設（教育機関、県立学校等）の維持補修費	138,093		138,093
補助投資事業費		国庫補助を伴う施設整備費又は施設整備費補助金等	459,955		459,955
単独投資事業		県単独の施設整備費又は施設整備費補助金等	4,188,054		4,188,054
災害復旧事業費		施設設備の災害復旧費	10,000	41,756	51,756
歳 出 合 計			111,455,376	△7,546,591	103,908,785

令和 8 年

第 1 2 回 教 育 委 員 会 会 議

議案第 3 9 号

秋田県教育委員会

議案第 39 号

秋田県立近代美術館協議会委員の任命について

秋田県ふるさと村条例（平成5年秋田県条例第45号）第6条の規定に基づき、秋田県立近代美術館協議会の委員を次のとおり任命する。

	氏 名	分 野	任 期
1	森谷 誠市郎	学識経験者	令和8年6月24日～令和10年6月9日

令和8年6月24日提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

理 由

秋田県立近代美術館協議会の委員の異動があったため、その後任について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

秋田県立近代美術館協議会委員名簿
任期：令和 8 年 6 月 10 日～令和 10 年 6 月 9 日

以下、個人情報のため表示しません。

秋田県立近代美術館協議会委員候補者略歴

以下、個人情報のため表示しません。

秋田県立近代美術館協議会の概要

1. 博物館法における規定

- 第二十三条 ・ 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。
・ 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。
- 第二十四条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。
- 第二十五条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

2. 秋田県ふるさと村条例における規定

- 第 六 条 近代美術館に博物館法第二十三条第二項に規定する博物館協議会として、秋田県立近代美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。
- 2 協議会は、委員十人以内で組織する。
 - 3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。
 - 一 学校教育及び社会教育の関係者
 - 二 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - 三 学識経験のある者
 - 四 近代美術館の利用者
 - 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 協議会の内容等

- ・ 会 議 年2回（例年6月、12月頃）開催
- ・ 内 容 近代美術館の現状や今後の在り方について
- ・ 議事録 令和7年度第1回秋田県立近代美術館協議会（7月18日開催）要旨
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/91398>
令和7年度第2回秋田県立近代美術館協議会（12月5日開催）要旨
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/93675>